

家畜衛生だより



令和元年9月第24号(豚)
東部・北部家畜防疫獣医師会
東部家畜保健衛生所
(公社)千葉県畜産協会
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

愛知県で豚コレラ発生!(国内39例目)

所在地	愛知県豊田市(39例目)
飼養頭数	247頭
経緯	8月29日 国内35例目の移動制限区域内にある同県豊田市の養豚農場において、清浄性確認検査を行うため立入検査を実施 8月31日 うち1農場で疑似患畜と判定

★4つの項目を守りましょう★

1 毎日の健康観察と、早期の通報・相談

今回発生している豚コレラは、従来とは異なり、死亡が続発するものではありません。通常の病気に加え、食欲不振などの新たな異常があった場合は、東部家畜保健衛生所(0475(52)4101)に連絡してください。

2 野生動物の侵入防止対策の徹底

岐阜県と愛知県での豚コレラの発生は、86%が感染野生イノシシのウイルスが原因と推定されます。イノシシ等の野生動物はもちろんのこと、汚染された土や物を農場内に持ち込まないようにしましょう。

3 適切な洗浄・消毒

農場や豚舎に出入りする際は、洗浄消毒を徹底しましょう。
土がついた長靴は、しっかり水で洗い、消毒しましょう。



4 豚の農場内の移動の際の、衛生対策の徹底

農場内や豚舎間で豚を移動させる場合は、なるべく外を歩かせないようにしましょう。ケージを使うか、やむを得ない場合は、十分消毒した地面を歩かせましょう。

豚の様子がおかしいな、と思ったら…

東部家畜保健衛生所

Tel.0475-52-4101

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください

外国からの**国際郵便**に関する動物検疫のお知らせ

中国やベトナムなど、**口蹄疫、アフリカ豚コレラ、鳥インフルエンザ**等の発生地域からの**生肉、加工・調理した肉、ハム・ソーセージ等の肉製品**の輸入は禁止されています。受け取った荷物に入っていた場合、速やかに動物検疫所に届出ましょう。怠った場合、**罰則の対象**となることがあります。



国際郵便の例



禁止品の例

外国人技能実習生受入農家さんへのお願い ～海外から**口蹄疫、アフリカ豚コレラ、鳥インフルエンザ**などの 病気を侵入させないために～

海外の家族等が実習生宛に送ってくる**国際郵便**の中に、**輸入禁止の肉製品等**が入っている可能性があります。

・**国際郵便**が届いたら、**肉製品等が入っていないこと**を実習生に確認するようお願いいたします。また、実習生の家族等が**肉製品等を送らない**ように、実習生に周知してください。

・もし郵便物内に**肉製品等**が入っていた場合は、**速やかに**下記まで届出よう伝えてください。

農林水産省 動物検疫所 成田支所
TEL:0476-34-2342 FAX:0476-34-2338

・検査を受けていない**肉製品等**の届出を怠った場合、**罰則の対象**となることがあります。

※ 検査を受けた郵便には
スタンプが押されています。



スタンプの見本

以下のHPも参考にしてください！
「日本に入国する旅行者へのお願い」(多言語リーフレット)
<http://www.maff.go.jp/aqs/languages/info.html>